

## W T O 農 業 交 渉 に 関 す る 意 見 書

W T O 農 業 交 渉 に つ い て は、 さ き に 開 催 さ れ た ア ジ ア 太 平 洋 経 済 協 力 会 議 の 場 で、モダリティ（保護削減の基準）の年内合意を達成する誓約が表明されるなど、合意に向けた機運が急速に高まり、W T O 閣僚級会合が 12 月中に開催される見通しとなるなど、緊迫した局面を迎えている。

今回の交渉では、7月にラミー事務局長が示した調停案が土台になると思われるが、我が国の主張と大幅な隔たりがあり、到底受け入れられるものではない。

これまで、県内の各産地においては、厳しい農業情勢に対して必死に耐え、農業構造改革に取り組んできたが、交渉の結果次第では、農業者の努力が水泡に帰すばかりか、短期間のうちに安い外国産によって市場が荒らされ、離農者が続出するなど壊滅的な打撃は避けられない。また、農業を基幹産業とする本県にとって、地域経済にも甚大な影響を及ぼし、地域の活力そのものが喪失することが懸念される。

さらには、一たん崩壊した農業、農村を取り戻すことは極めて困難であり、世界的な食料危機が叫ばれる中、もしそのような事態になれば、食料安全保障の観点から、もはや農業者のみならず国民全体に不利益をもたらすことになりかねない。

そのため、W T O 農 業 交 渉 に お い て は、 これ ま で と 同 様 「 多 様 な 農 業 の 共 存 」 を 基本とする我が国の主張が受け入れられるよう、最後まで毅然たる態度をもって交渉されたい。

よって、国におかれては、今まさにW T O 農 業 交 渉 は 極 め て 重 要 な 局 面 を 迎 え て いることから、以下の事項について十分に配慮されるよう強く要望する。

### 記

- 1 各国の農業生産条件の違いを無視する関税の上限設定には、強く反対すること。
- 2 産地が壊滅的な打撃を受けないよう米などの重要品目の数を十分確保すること。
- 3 関税割り当ての拡大幅を可能な限り圧縮するなど、重要品目の取り扱いについて最大限の柔軟性を確保すること。
- 4 国際競争に耐え得る産地育成及び食料安全保障の観点から、特別セーフガード（S S G）の堅持及び国内農業の競争力強化や自給率向上のための対策をさらに充実すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 20 年 12 月 4 日

熊 本 県 議 会 議 長      村 上 寅 美

衆議院議長      河 野 洋 平 様  
参議院議長      江 田 五 月 様  
内閣総理大臣      麻 生 太 郎 様

外務大臣	中曾根 弘 文 様
農林水産大臣	石 破 茂 様
経済産業大臣	二 階 俊 博 様